

連結の範囲のポイント

渡邊公認会計士税理士事務所

連結及び持分法適用の範囲

親会社は原則としてすべての子会社を連結の範囲に含めなければならないとされています（連結原則第三の一の1,連結財表規則5①）。連結の範囲の対象となる子会社の判定について、従来は、親会社が議決権の過半数を実質的に所有しているかどうかにより判定を行う持分基準が採用されていましたが、改正により議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入し、他の会社（会社に準ずる被支配事業体を含む）の意思決定機関を支配しているかどうかという観点から子会社の判定が行われることになりました。また、持分法適用の範囲の決定にあたっては、改正により影響力基準が導入され、他の会社（会社に準ずる被支配事業体を含む）の財務・営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができるかどうかという観点から関連会社の判定を行うこととしています。

第1節 子会社の範囲の決定

【要 点】

- ① 会社の判定は支配力基準によって行われる。
- ② 他の会社の議決権の50%超を所有している場合には子会社となる。
- ③ 40%以上、50%未満の所有であっても、一定の要件に該当する場合には子会社となる。
- ④ 議決権を所有していない場合でも、「緊密な者」「同意している者」の所有を合わせて議決権の50%超を所有し、かつ、一定の要件に該当する場合には子会社となる。
- ⑤ 他の会社の意思決定機関を支配していないことから明らかな場合は子会社に該当しない。

1. 子会社の範囲

(1) 持株基準と支配力基準

連結財務諸表を作成するためには、まず支配従属関係にある企業集団の範囲を決定する必要があります。この決定のための基本となる考え方として持株基準と支配力基準の2つの基準があります。

持株基準は議決権のある株式の過半数を所有しているか否かによって子会社を判定する考え方です。議決権の過半数を実質的に所有していれば子会社となり、所有していなければ子会社ではないと判定されます。一方、支配力基準は他の会社を実質的に支配しているか否かによって子会社を判定する考え方です。持株基準のように議決権のある株式の過半数を所有していなくても、人事、資金、技術、取引等を通じて実質的に支配されていると認められる会社は子会社と判定されることになります。

(2) 連結原則の考え方

改正前の連結原則では、親会社が直接・間接に議決権の過半数を所有しているかどうかにより判定を行う持株基準が採用されていましたが、議決権の所有割合が 50%以下であっても、その会社を事実上支配しているケースもあり、そのような被支配会社を連結の範囲に含まない連結財務諸表は、企業集団にかかる情報としての有用性に欠けるという批判がありました。また、国際的には、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う支配力基準が広く採用されていることから、改正された連結原則においては、「親会社とは、他の会社を支配している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。」（連結原則第三の一の 2）と、子会社の判定基準として議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が導入され、他の会社の意思決定機関を支配しているかどうかという観点から判定されることとなりました。

(3) 子会社となる要件

連結原則を受けて財表規則第 8 条第 3 項では、「親会社」とは他の会社等の財務・営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう、と定められています。また、他の会社等とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）とされ、さらに、財務・営業又は事業の方針を決定する機関とは、株主総会、その他これに準ずる機関（以下「意思決定機関」という）とされています。

意思決定機関とは、株式会社における株主総会及び取締役会、その他社員総会、理事会などの法的な機関を意味しており、常務会や経営会議等の任意の機関は含まれないことになります。

そこで、他の会社等の意思決定機関を支配している会社、すなわち親会社とは、どのような会社が該当することになるか検討することにいたします。財表規則第 8 条第 4 項によれば以下のようにまとめることができます。

親会社となる要件

要件 1 議決権の 50%超を所有

要件 2 議決権の 40%以上、50%以下を所有、かつ以下のいずれかに該当する場合

イ 「緊密な者」及び「同意している者」の議決権と合算して 50%超

ロ 自己の役員・従業員（現在又は過去）が取締役会の構成員の過半数を占める

ハ 財務・営業・事業の方針決定を支配する契約等の存在

ニ 資金調達額の過半について融資・債務保証・担保提供

ホ 他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在

要件 3 議決権の所有は 40%未満であるが、緊密な者及び同意している者の議決権と

合算して 50%超、かつ上記ロ～ホに該当する場合

以下、3つの要件についてそれぞれ説明を加えることといたします。

第1の要件

1. 他の会社等の議決権の 50%超を自己の計算において所有している会社。

(a) 議決権の所有割合の算定

議決権の所有割合は次の算式によって算定される。

所有する議決権の数

行使し得る議決権の総数（議決権を有する株主が有する株式の総数）

この算定は、事業年度末の所有株式に基づく株主総会での議決権の数によることになります。

行使し得る議決権の総数は、発行済株式総数から会社法上の「議決権ナキ株主ノ有スル株式ノ数」を除いて算出した「議決権を有する株主が有する株式の総数（大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則第2条第1項）」に該当する数です。具体的には、期末発行済株式総数から端株・単位未満株式・自己株式・株式の相互保有によって議決権を有しない株式を除いて算定した数となります。

端株・単位未満株式はもともと議決権がなく、行使し得る議決権の総数から除かれることになります。また、会社が保有する自己株式についても議決権が認められないため、行使し得る議決権の総数から除かれることになります。

株式の相互保有によって議決権が認められない株式とは、他の会社の発行済株式の 25%超を有している会社の株式を当該他の会社が有している場合、その保有している株式については議決権が認められないというものです。例えば、A社がB社の発行済株式の 30%を所有している場合、B社がA社の株式を所有していても、その保有するA社株式すべてについて議決権が認められないということになります。

従来の取扱い、上記のような株式の相互保有によって議決権が認められない株式についても、連結の範囲の決定にあたっては、例外的に議決権に含めて算定するものとされてきました。ところが、改正後は、支配力基準の導入により、原則どおり株主総会における議決権のある株式によってのみ子会社の範囲が決定されることになっております。この算定方法の違いには特に注意が必要です。

【説例Ⅱ-1-1-1】議決権の所有割合の算定

次のような場合に B 社は A 社の子会社に該当することになるか。

B 社の発行済株式総数 1,000,000 株

A 社の B 社株式保有数 380,000 株

【条 件】

- (1) B 社の発行済株式には単位未満株式が含まれており、単位未満株式の合計は 1,000 株となる。
- (2) B 社が保有する株式には B 社株式（自己株式）3,000 株が含まれている。
- (3) B 社の関連会社である C 社の保有する B 社株式 260,000 株は商法第 241 条第 3 項に規定される株式の相互保有によって議決権が認められない。

処 理

B 社の発行済株式のうち議決権のある株式数は以下ようになります。

発行済株式総数	1,000,000 株
単位未満株式	△1,000 株
自己株式	△3,000 株
議決権のない相互保有株式	△260,000 株
	736,000 株

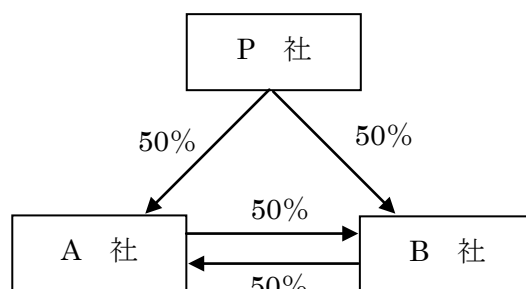
A 社の B 社の所有割合は以下ようになります。

$$380,000 \text{ 株} / 736,000 \text{ 株} = 0.5163 \cdots$$

A 社の B 社に対する議決権の所有割合は 50%を超えることになるため、B 社は A 社の子会社ということになります。

【説例Ⅱ-1-1-2】株式の相互持合の場合の子会社の判定

次のような株式の所有関係がある場合に、P 社の子会社となる会社はどれか。



処 理

A 社と B 社は相互に 50%の株式を保有しているためそれぞれの保有する株式は会社法に規定される株式の相互保有によって議決権が認められません。

したがって、P 社は A 社、B 社ともに有効議決権の 100%を所有することになるため、A 社、B 社ともに P 社の子会社となります。

この説例の場合、従来の取扱いにおいては、前述したとおり、株式の相互保有によって議決権が認められない株式についても、連結の範囲の決定にあたっては、例外的に議決権に含めて算定するものとされてきました。よって P 社は A 社、B 社ともに 50%超の株式を所有していないことから、A 社、B 社は P 社の子会社とはみなさないとするのが一般的な解釈でした^(注)。それが改正後の取扱いでは支配力基準の導入により、原則どおり株主総会における議決権のある株式によって厳密に子会社の範囲が決定されることになりました。

(注)従来の取扱いにおいても、B 社の所有する A 社株式の取得資金は P 社からの借入金によって賄い、A 社からの配当金はすべて P 社からの借入によって実質的に所有されていると判断され、A 社は P 社の子会社となり、認定されると解されていました（昭和 54 年 7 月 9 日連結範囲の決定における株式の相互持合に関する取扱いについての提言）。

(b) 間接支配の場合の子会社の判定

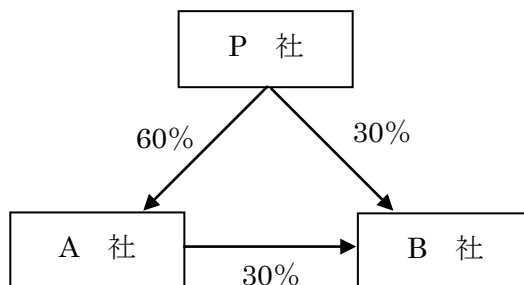
改正後の財務諸表等規則においては、「親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。」と規定されています。この規定は間接支配の場合の取扱いを示しているものであり、連結範囲の決定にあたっては、親会社は直接支配しているだけでなく、子会社が支配しているかどうかについても判定しなければならないこととなります。

具体的な例として、以下のような場合には、他の会社は親会社の子会社とみなされることになります。

- ① 親会社と子会社が一体となって他の会社を支配している場合
- ② 子会社 1 社で他の会社を支配している場合
- ③ 複数の子会社が一体となって他の会社を支配している場合

これを図で示すと以下のような場合が典型的なケースとして考えられる。

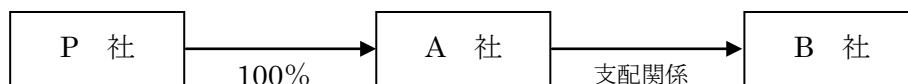
①のケース



①のケースは P 社の B 社株式の所有割合は 30%であるが、P 社の子会社である A 社が B 社の株式を 30%所有しているため、P 社と A 社の所有株式を合計すると B 社の株式を 60% 所有することになり、B 社は P 社の子会社となります。

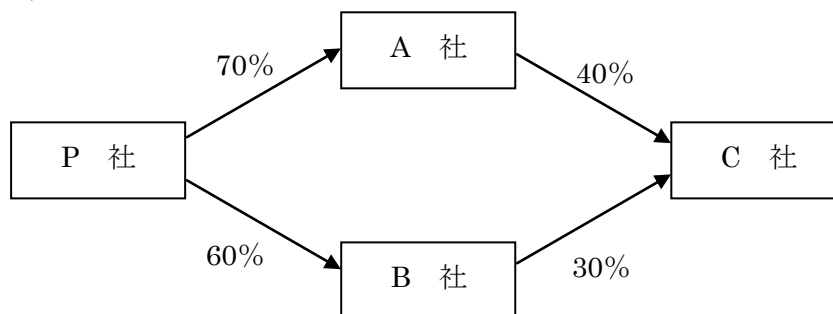
この場合、P 社の持分割合は 48%（直接所有分 30%+間接所有分 $60\% \times 30\%$ ）となりますが、これは B 社損益のうち連結損益に取り込まれる割合を示すものでありまして、連結範囲の決定にあたっての株式所有割合は P 社の直接所有分 30%に子会社 A 社の所有分 30%を単純に合計したところの割合をもって算定することになります。

②のケース



②のケースは P 社は B 社の株式を直接には所有していませんが、P 社の 100%子会社である A 社を通じて B 社を支配することができることから、B 社は P 社の子会社となります。

③のケース



③のケースは P 社は C 社の株式をまったく保有していませんが、P 社の子会社 A 社及び B 社の保有する C 社株式の保有割合の合計は 70%となるため、C 社は P 社の子会社となります。

(c) 議決権のある株式又は出資の実質的所有について

連結原則注解では「議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等会社以外の者となっても、会社が自己の計算で所有している場合には、当該会社が実質的に所有しているものとする。」とされています。

子会社の判定にあたり、議決権のある株式・出資の所有の名義が役員等の会社以外の者となっても、議決権のある株式・出資の所有のための資金関係、当該株式・出資にかかる配当等の損益の帰属関係を検討し、財務諸表提出会社が自己の計算において所有しているか否かの判断を行う必要があります。例えば株式の名義人は会社の役員名となっているが、株式取得のための資金が会社から支出されており、会社の資産として計上され、その株式の受取配当金が会社の収益として計上されている場合には当該会社が実質的に所有しているものとされます。子会社の判定にあたっては、財務諸表提出会社は自己の計算において所有しているか否かの判断を行う必要があります。

第2の要件

2. 他の会社等の議決権の 40%以上、50%以下を自己の計算において所有している会社であって、かつ、次のイ～ホのいずれかに該当する会社

イ 自己の計算において所有している議決権と自己の出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者（以下「緊密な者」という。）及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者（以下「同意している者」という。）が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の 50%超を占めていること。

(d) 緊密な者及び同意している者の議決権を含めた所有割合の算定

具体的な算定は「(a)議決権の所有割合の算定について」において示した算式の分子に緊密な者・同意している者の所有する議決権を加えた算式によって算定した所有割合が 50%超となるか否かによって判定することになります。

なお、算定の時期は、事業年度末の所有株式に基づく株主総会での議決権の数によりまします。

議決権の所有割合＝

$$\frac{\text{所有する議決権の数} + \text{緊密な者及び同意している者が所有する議決権の数}}{\text{行使し得る議決権の総数（議決権を有する株主が有する株式の総数）}}$$

(e) 緊密な者及び同意している者

第2の要件については議決権の条件のほかにイ～ホのいずれかに該当する場合とされています。ここで従来にはなかった緊密な者及び同意している者が登場します。そこでこの2

つの内容について説明いたします。

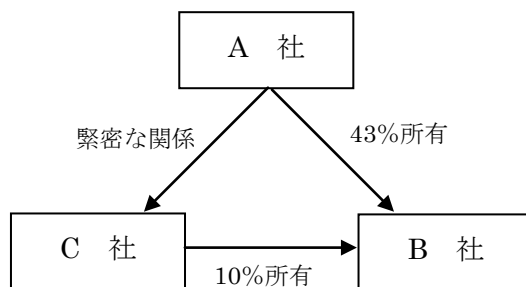
(ア) 緊密な者

緊密な者とは、出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者をいいます。緊密な関係の有無については、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的な判断を行うことになります。

具体的には以下に掲げる者は一般的に緊密な者に該当するものと考えられます。

- ① 議決権の20%以上を所有している会社等
- ② 役員、又は役員が議決権の過半数を所有している会社等
- ③ 役員・使用人、これらであった者が、取締役会等の構成員の過半数を占めている会社等
- ④ 役員・使用人、これらであった者を、代表権のある役員として派遣し、かつ、取締役会等の構成員の相当数（過半数に満たない場合を含む）を占めている会社等
- ⑤ 資金調達の総額の過半について融資・債務保証・担保提供を行っている会社等
- ⑥ 自己の技術援助契約等が、相手の事業の継続に重要な影響を及ぼすこととなる会社等
- ⑦ 自己に対する営業取引上の事業依存度が著しく大きい会社等、又は事故に対するフランチャイズ契約等により事業上の拘束を受ける会社等

例えば、A社がB社の議決権の43%を所有しており、営業取引契約によりA社に対する売上が大半を占めるC社がB社の議決権を10%所有しているといたします。C社が緊密な者に該当すると判断された場合、A社とC社の議決権を合わせるとB社の議決権の50%超となりB社はA社の子会社となります。



なお、上記の①～⑦はあくまで例示であり、これら以外の者であっても、両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、緊密な者に該当することになります。

また、緊密な関係にあった会社等であっても、その後、両者の関係について見直しを行った場合には、自己の意思と同一の内容の議決権を行使するとは認められないことを明らかにして、緊密な者に該当しない取扱いができます。

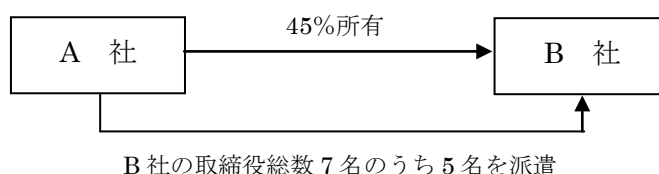
(イ) 同意している者

同意している者とは、役員の選任や定款の変更等、他の会社の財務・営業又は事業方針の決定に関する議決権の行使にあたって、契約、合意等により、自己の意思と同一内容の議決権を行使することに同意していると認められる者をいいます。

ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

これは財務諸表提出会社の役員・使用人・これらであった者で財務諸表提出会社の意向に沿って取締役として業務執行すると認められる者の員数が、取締役会の構成員の過半数を占めている場合等です。

例えば、A 社が B 社の議決権の 45%を所有している折、B 社取締役総数 7 名のうち 5 名を A 社から派遣（A 社の取締役 2 名と従業員 3 名）としている場合には B 社は A 社の子会社と判定します。



ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配する契約等が存在すること。

これは、他の会社との間の契約、協定等により総合的に判断して他の会社の財務・営業又は事業の方針の決定を支持し、又は強制し得る力を有すると認められる場合をいいます。例えば、他の会社から商法上の営業全部の経営の委任（商法 245①②）を受けている場合がこれに該当します。

また、以下のような場合にも同様に取扱うことになります。

- ① 製品販売等にかかる包括的契約、一手販売・一手仕入契約等により、他の会社にとっての事業依存度が著しく大きい場合
- ② フランチャイズ契約、ライセンス契約等により、他の会社が著しく事業上の拘束を受ける場合
- ③ 技術援助契約等の終了により、他の会社の事業の継続に重要な影響を及ぼす場合

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

これは、財務諸表提出会社が、他の会社の資金調達額の総額の過半について融資・債務の保証・担保提供を行っていることにより、資金の関係を通じて財務の方針決定を支配している場合をいいます（金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合は除きます）。

なお、財務諸表提出会社と緊密な関係がある者が行う融資・債務保証・担保提供を合わせて資金調達の総額の過半となる場合も該当します。

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

これは、例えば以下に掲げるような事実が存在する場合には、他の会社の意思決定機関を支配していることが推測されることになります。

- ① 他の会社が重要な財務・営業又は事業の方針を決定するにあたり、財務諸表提出会社の承認を得ることになっている場合
- ② 他の会社に多額の損失が発生し、財務諸表提出会社が他の会社に対し重要な経営支援を行っている場合、又は重要な経営支援を行うこととしている場合

なお、他の会社の株主総会において、議決権を行使しない株主（株主総会に出席せず、かつ委任状による議決権の行使も行わない株主）が存在し、その有効議決権に対し、財務諸表提出会社が過半数を占める状態が過去相当期間継続しており、当事業年度の株主総会においても同様の状況と考えられる場合には、意思決定機関を支配していると推測することができます。

第3の要件

3. 自己の計算において所有している議決権と緊密な者及び同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に、他の会社等の議決権の 50%超を占めている会社であって、かつ、第2の要件のロからホまでのいずれかの要件に該当する場合

第3の要件は、所有している議決権が40%未満である場合を前提としている。具体例としては以下のようなケースが考えられます。

- ① 金融機関の場合
 - (i) 財務諸表提出会社である金融機関（銀行・証券会社・保険会社等）が、他の会社の議決権の概ね5%（保険会社の場合は概ね10%）を所有している場合に緊密な者及び同意している者が所有する議決権と合わせて議決権の50%超を占めていること。
 - (ii) 取締役の過半数の派遣、重要な財務・営業又は事業の方針の決定を支配する契約の締結、資金調達の過半についての融資、その他意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在のいずれかの要件に該当している場合

上記の 2 つの要件を満たす場合には、原則として他の会社は子会社に該当します。

② 議決権を所有していない場合

- (i) 他の会社の議決権を直接所有していないが、緊密な者・同意している者を通じて議決権の過半数を間接的に所有していること。
- (ii) 他の会社が債務超過の状況にあり、債務保証等により債務超過額を負担することになっていること。

上記 2 つの要件を満たす場合には、意思決定機関を支配していると認められ、特段の事情がない限り、他の会社は子会社に該当することになります。

(f) 子会社から除外される会社

(f) 意思決定機関を支配していないことが明らかな場合

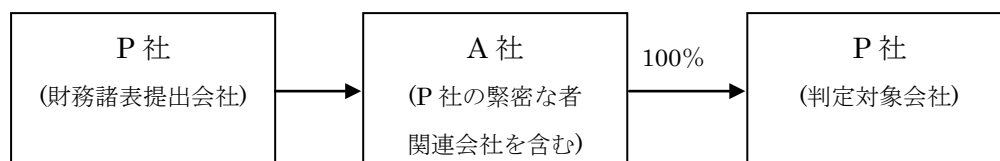
「他の会社の意思決定を支配している会社」として前述の 3 つの要件に該当する会社であっても、財務上・営業上等の関係からみて、他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、親会社に該当しないことになります。

また、3 つの要件に該当する会社であっても会社が他の会社等の意思決定機関を支配していないと判断する場合には、その事実を明らかにすることにより、親会社として取扱わないことが可能です。

この点については、以下に示すような事項に留意すべきでしょう。

- ① 支配しているか否かの判定において、複数の会社（親子関係にある会社を除く）が、それぞれ他の会社を支配していることにはならないこと。
- ② 議決権の 40%以上、50%以下を所有している会社が、意思決定機関を支配する要件のいずれかを満たしていても、他に議決権の過半数を所有している株主が存在するときには、一般的には意思決定機関を支配していることにはならないこと。
- ③ 他の会社が共同支配の実態にある合併会社である場合には、他の会社は共同で出資を行っている会社のうち特定の会社の子会社には該当せず、それぞれの会社の関連会社として取扱うこと。
- ④ 緊密な者（関連会社を含み、個人を除く）の子会社については、例えば、子会社が緊密な者の一業務部門を実質的に担っており緊密な者と一体であることが明らかな場合には、子会社に該当しない取扱いができること。

例えば、次図のような各社の関係にある場合に、B 社は P 社の子会社と判定される要件を満たすこともあります。B 社はその議決権の 100%を所有している A 社の子会社であり、A 社と一体であると判断されるときは、B 社にとって P 社及び A 社の 2 社からそれぞれ支配されることはありませんので、A 社が P 社の子会社となる場合を除き、一般的には B 社は P 社の子会社には該当しないこととなります。



- ⑤ 金融機関が融資先である会社に経営支援を行っている場合、経営支援が債権回収を円滑に行い、営業取引関係を維持するためのものであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかな場合には、子会社に該当しない取扱いができること。
- ⑥ ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合、株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかな場合には、子会社に該当しない取扱いができること。

(イ) 更生会社、整理会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる場合

財表規則第 8 条第 4 項第 1 号においては、他の会社等が、いわゆる更生会社、整理会社、破産会社その他これに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等である場合には、子会社に該当しない旨が規定しています。更生会社、整理会社は管財人等に管理が委ねられ、通常は他の会社との間に有効な支配従属関係が存在しないことから、これらの会社は子会社から除外されます。

なお、清算会社、特別清算会社等のように、継続企業と認められない会社であっても、その意思決定機関を支配していると認められる場合には子会社に該当することになります。改訂前の連結財表規則では、子会社のうち継続企業と認められない会社については、連結の範囲に含めないこととされていたが（旧連結財表規則第 5 条第 1 項第 2 号）、支配力基準の導入に伴い取扱いが変更されていることに注意する必要があります。

第2節 関連会社の範囲の決定

【要 点】

- ① 関連会社の判定は影響力基準により行われる。
- ② 子会社以外の他の会社の議決権の 20%以上所有していれば関連会社となる。
- ③ 議決権の 15%以上、20%未満の所有であっても、一定の要件に該当すれば関連会社となる。
- ④ 議決権を所有していない場合でも、「緊密な者」「同意している者」の所有を合わせて議決権の 20%以上所有し、かつ、一定の要件に該当する場合には関連会社となる。
- ⑤ 影響力を与えることができないことが明らかな場合には、関連会社に該当しない。

1. 関連会社の範囲

(1) 影響力基準の導入

従来の基準では、親会社及び連結子会社が子会社以外の他の会社の議決権の 20%以上を所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務・営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合には関連会社に該当することとされていました。

ところがこの基準では、財務・営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合であっても、議決権の所有割合が 20%未満である場合には関連会社に該当せず、持分法が適用されないこととなっていました。

このため今回の改正により関連会社の判定基準として、親会社及び子会社が子会社以外の他の会社等の財務・営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができるかどうかという影響力基準が導入されました。

(2) 関連会社の定義

関連会社とは、「会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務・営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等をいう。」とされています（財務規則 8⑤）。

(3) 関連会社となる要件

子会社以外の他の会社等の財務・営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、どのような場合が該当するのでしょうか。改正後の財表規則第 8 条第 6 項によれば以下のようにまとめることができます。

関連会社となる要件

要件 1 議決権の 20%以上を所有

要件 2 議決権の 15%以上、20%未満を所有、かつ以下のいずれかに該当する場合

- イ. 役員・使用人（現在又は過去）が代表取締役等に就任
- ロ. 重要な融資
- ハ. 重要な技術の提供
- ニ. 重要な営業上・事業上の取引
- ホ. 重要な影響を与えることが推測される事実の存在

要件 3 議決権の所有は 15%未満であるが、緊密な者及び同意している者の議決権と合算して 20%以上、かつ上記イ～ホに該当する場合

以下、3つの要件についてそれぞれ説明を加えることといたします。

第 1 の要件

1. 子会社以外の他の会社等の議決権の 20%以上を自己の計算において所有している場合

(a) 議決権の所有割合の算定

子会社の範囲の決定における算式と同様の算式によって、子会社以外の他の会社等の議決権の所有割合を算定することになります。ただし、持株関係が複雑であり、行使できる議決権総数の把握が困難な場合には、議決権所有割合の算式の分母を「行使し得る議決権の総数」に代え「発行済株式総数」として算定することができます。

(b) 議決権のある株主又は出資の実質的所有について

関連会社の判定にあたっては、子会社の判定の場合と同様に、議決権のある株式・出資の所有のための資金関係、株式・出資にかかる配当等の損益の帰属関係を検討し、会社が自己の計算で所有しているか否かの判断を行う必要があります。

第 2 の要件

2. 子会社以外の他の会社等の議決権の 15%以上、20%未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

- イ. 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外のほかの会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ、 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ、 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

上記ロ、ハの「重要な融資」「重要な技術」については、財務・営業又は事業に対する影響度合いを考慮して実質的に判断することになります。

ニ、 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他営業上又は事業上の取引があること。

これについては、例えば、以下のような取引が該当します。

- ① 他の会社にとって、商品等の売上、仕入・経費取引について、財務諸表提出会社との取引の割合が相当程度を占める関係にあること
- ② 代理店・専売店・特約店等、又はフランチャイズ契約によるチェーン店等であって、契約による取引金額が当該店における売上高又は仕入高・経費取引の過半を占め、かつ他の契約店等に比べて取引条件が特に優遇されていること、又は加盟が極めて限定的であること
- ③ 業種における取引の特性からみて、極めて重要な原材料・部品・半製品等を供給していること
- ④ 製品等の特性から見て、極めて重要な整備を継続的に発注していること
- ⑤ 他の会社の重要な事業場用地を貸与していること
- ⑥ 他の会社の主要な営業整備又は生産整備等を貸与していること

ホ、 その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

これは他の会社の財務・営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与える契約が存在する場合等が該当します。例えば、共同出資事業契約等に基づいて、他の会社に対して多額の出資及び債務負担を行っていることにより、総合的に判断して財務・営業又は事業の方針の決定に相当程度関与し得る力を有している場合です。

第3の要件

3. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の20%以上を占めているときであって、かつ、第2の要件のイからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

第3の要件は、所有している議決権が15%未満である場合を前提としています。

具体例として以下のようなものを挙げることができます。

- ① 財務諸表提出会社である金融機関（銀行・証券会社・保険会社等）が、子会社以外の他の会社の議決権の概ね5%（保険会社の場合は概ね10%）を所有している場合に、緊密な者・同意している者が所有する議決権を合わせて子会社以外の他の会社の議決権の20%以上を占めていること。
- ② その会社に対して取締役の派遣、重要な融資、重要な技術提供、重要な営業上又は事業上の取引、その他財務・営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実のいずれかの要件に該当していること。

上記2つの要件に該当する場合には、原則としてその会社は関連会社に該当することになります。

(b) 関連会社から除外される会社

(ア) 重要な影響を与えることができないことが明らかである場合

「財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える場合」として前述の3つの要件に該当する場合であっても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係から見て子会社以外の他の会社等の財務・営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、関連会社に該当しない旨の規定がなされています（財表規則8条⑥但書）。

会社が他の会社等の財務・営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと判断する場合には、その事実を明らかにすることにより、関連会社として扱わないことが可能となります。

この点については、次のような具体例を挙げることができる。

- ① 銀行等の金融機関が融資先である他の会社に経営支援を行っている場合、経営支援が債務回収を円滑に行い、営業取引関係の維持等を目的とするものであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかな場合には、関連会社に該当しない取扱いができる場合。
- ② ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかな場合には、関連会社に該当しない取扱いができる場合。

(イ) 更生会社、整理会社等であって、かつ、重要な影響を与えることができない場合
子会社の場合と同様、子会社以外の他の会社等が、いわゆる更生会社、整理会社、破産会社その他これらに準ずる会社等であって、かつ、当該会社等の財務・営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等である場合には、関連会社に該当しないこととなります（財表規則第8条第6項第1号）。なお、清算会社、特別清算会社等のように、継続企業と認められない会社であっても、財務・営業又は事業

の方針の決定に対して重要な影響を与えることができると認められる場合には関連会社に該当することになります。

2. 「会社に準ずる事業体」の取扱い

財表規則第 8 条第 3 項では、子会社及び関連会社の範囲には、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）が含まれるとされています。

(1) 会社に準ずる事業体の子会社又は関連会社に該当するかどうかの判定

子会社又は関連会社の範囲に含まれる「会社に準ずる事業体」としては、特別目的会社や海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が考えられます。

子会社又は関連会社に該当するかどうかの判定には、下記 (2) を除いて「第 1 節 子会社の範囲の決定」又は「第 2 節 関連会社の範囲の決定」における取扱いに準じて行うこととなります。

なお、特別目的会社とは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいいます。海外における同様の事業体は SPC（special purpose company）、SPE（entity）、SPV（vehicle）といわれているものが該当します。一般的にはパートナーシップのうち、ゼネラルパートナーシップは子会社に該当し、リミテッドパートナーシップは関連会社に該当することとなります。組合は、民法第 667 条以下の民法上の組合、中小企業等協同組合法による協同組合等が該当する。財団法人は解散時に財産が国に帰属するため、また、ジョイントベンチャーは最近では決算書が作られておらず、事業に該当しないため、会社に準ずる事業体に該当しないと考えられます。

(2) 特別目的会社等に関する支配の判定について

会社に準ずる事業体のうち債権の証券化を目的として設立された特別目的会社が子会社に該当した場合には、債権等を譲渡した会社にとって個別財務諸表上で債権の消滅の認識がなされた取引が、連結財務諸表上では債権の消滅を取り消さなければならず、不合理となり、現在一般に行われている債権の証券化を阻害する恐れがあるため特別の措置がなされています。

つまり、財務諸表等規則第 8 条第 7 項では、「適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、出資社等の子会社に該当しないものと推定する。」としています。この判定にあたっては、特に譲渡

資産の価額が適正に決定されていること及び事業の内容が当該事業体の目的から逸脱していないことに留意する必要があります。

なお、特別目的会社に資産を譲渡した会社が当該特別目的会社の発行した劣後債権を所有している場合やリコース義務を有している場合等、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下が生じたときに損失の全部又は一部の負担を行うこととなる場合には、当該資産を譲渡した会社の個別財務諸表上、当該資産の譲渡から生ずる負担を適正に見積り、必要額を費用又は損失として計上することになります。

第3節 連結・持分法から除外される子会社・関連会社等

【要 点】

- ① 支配が一時的である子会社、利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがある子会社は連結の範囲から除かれる。
- ② 影響が一時的である関連会社、利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがある関連会社等は持分法適用の範囲から除かれる。
- ③ 重要性の乏しい子会社・関連会社は連結及び持分法の適用範囲から除くことができる。

1. 連結の範囲から除かれる子会社

(1) 支配が一時的である子会社

連結財務諸表規則第5条第1項第1号では、「意思決定機関に対する支配が一時的であると認められる子会社」は連結の範囲に含めないと定めています。

株式の取得が一時的なものであり、支配を目的とした取得ではなく、短期間の所有後処分することが明らかな場合には、株式を所有している短期間だけ連結した場合、かえって連結財務諸表の期間比較性が害されることになるため、このような会社は連結の範囲に含めないものとされています。では、どのような場合は「支配が一時的」となるのでしょうか。

「支配が一時的」とは、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合です。具体的には、例えば、直前連結会計年度末において所有する議決権が50%以下で支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって50%以下となり支配に該当しないことが確実に予定されている場合でしょう。

また、議決権の過半数を占めていないが支配に該当している場合に、議決権を一時的に所有している場合、その他の支配要件を一時的に充足している場合についても連結の範囲に含めないことになります。

【説例Ⅱ-1-3-1】一時的な支配会社の取扱い

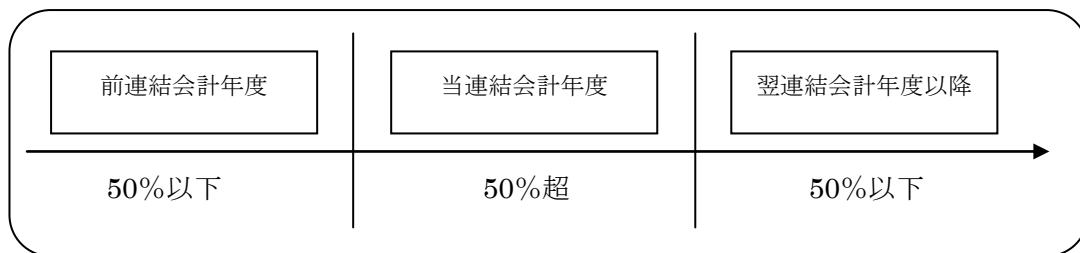
【条 件】

P 社は当連結会計年度中においては B 社の株式を一時的に 100%取得した。P 社には B 社を支配する目的はなく、翌連結会計年度中には B 社株式のすべてを第三者に売却することが決定しており、今後再び B 社株式を取得する予定もない。このような場合にも、当連結会計年度において B 社を連結対象子会社としなければならないか。

【処 理】

P 社には B 社を支配する目的はなく、また、翌連結会計年度中には B 社株式のすべてを第三者に売却することが決定しており、今後再び B 社の株式を取得する予定もないとのことであり、直前連結会計年度末において所有する議決権が 50%以下であり、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって 50%以下となることが確実に予定されている場合に該当することから、当連結会計年度において B 社を連結対象子会社とする必要はありません。

【図表Ⅱ-1-3-1】議決権の過半数を一次的に所有する場合



(2) 利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがある子会社

連結の範囲に含めることにより、連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがあると認められる子会社は、連結の範囲から除かれることになります（連結財表規則第 5 条第 1 項第 2 号）。

(3) 重要性の乏しい子会社

(a) 小規模会社の連結の範囲からの除外に関する重要性の判断

連結の範囲に含めるべき子会社であっても、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができます（連結財表規則第 5 条第 2 号）。

ただし、この規定を適用する場合には、連結の範囲から除かれる子会社が翌連結会計年度以降も相当の期間にわたって、重要性が乏しい子会社として同項の適用が認められるかどうかを考慮し、連結の範囲が継続するように留意しなければなりません（連結財表規則 GL5-2③）。

この場合の重要性に関する具体的な基準については、監査委員報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に関する監査上の取扱い」が従来どおり適用されることになります。

監査委員会報告第 52 号においては、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい子会社かどうかは、企業集団における個々の子会社の特性並びに、少なくとも資産、売上高、利益及び剰余金の 4 項目に与える影響をもって判断すべきとされています。

上記の 4 項目に与える影響度合いは次の算式によって計算された割合をもって判断することになる。また、重要性の乏しいとする具体的割合として、3%ないし 5%が実務上の参考値となっています。

① 資産基準

$$\frac{\text{非連結子会社の総資産額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の総資産額及び連結子会社の総資産額の合計額}}$$

② 売上高基準

$$\frac{\text{非連結子会社の売上高の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の売上高及び連結子会社の売上高の合計額}}$$

③ 利益基準

$$\frac{\text{非連結子会社の当期純利益のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の当期純損失及び連結子会社の当期純損失のうち持分に見合う額の合計額}}$$

④ 剰余金基準

$$\frac{\text{非連結子会社の剰余金のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の剰余金及び連結子会社の剰余金のうち持分に見合う額の合計額}}$$

なお、剰余金は利益準備金及びその他の剰余金（又は欠損金）をいう。

(b) 算式を適用するにあたっての留意事項

上記の算式を適用するにあたっての留意事項は次のとおりである。

- ① 意思決定機関に対する支配が一次的である子会社や利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがある子会社等の連結の範囲に含めないこととなる子会社は算式に含めないこと。
- ② 非連結子会社に選定にあたっては、資産や売上の小さいものから機械的に順次選定するのではなく、個々の子会社の特性や質的な要件も考慮する。例えば、以下のような子会社は原則として非連結子会社とすることはできないこと。

- (i) 中・長期の経営戦略上の重要な子会社
- (ii) 連結財務諸表提出会社の一業務部門、例えば製造、販売、流通、財務等の業務の全部又は重要な一部を実質的に担っていると考えられる子会社 なお、地域別販売会社、運送会社、品種別製造会社等の同業部門の複数の子会社は、原則としてその子会社群全体を 1 社として判断する。
- (iii) セグメント情報の開示に重要な影響を与える子会社
- (iv) 多額の含み損失や発生の可能性の高い重要な偶発事象を有している子会社
- ③ (i) 資産基準の総資産の合計額は会社間の債権と債務及び資産に含まれる未実現損益の消去後の金額とすることを原則とします。
- (ii) 売上高基準の売上高の合計額は会社間の取引の消去後の金額とすることを原則とします。
- (iii) 利益基準の当期純損益の合計額は未実現損益の消去後の金額とすることを原則とします。
- (iv) 剰余金の合計額は消去された未実現損益を修正した後の金額とすることを原則とします。
- ④ (i) 総資産の額及び剰余金の額は、連結決算日現在のものとなります。
- (ii) 売上高及び当期純損益は連結会計年度に対応した各会社事業年度にかかる損益計算書によります。
- (iii) 子会社の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合には、その差異が 3 ヶ月を超えないときは、当該事業年度のものを利用することができます。
- ⑤ 当期純損益の額が事業の性質等から事業年度ごとに著しく変動する場合には、当期純損益の額を最近 5 年間の平均を用いるなど適宜な方法によることができます。
- ⑥ 利益基準及び剰余金基準を適用する場合に、利益と損失及び剰余金と欠損金を相殺した数値をもって割合を算定する。また、分子又は分母の合計額がマイナスとなる場合には、その絶対値をもって割合を算定します。

2. 持分法から除外される非連結子会社・関連会社

(1) 影響が一次的である関連会社

連結財務規則第 10 条第 1 項第 1 号では、「財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社」は持分法を適用しないと定めています。具体的な取扱いについては「支配が一次的である子会社」の場合と同様となります。

(2) 利害関係会社の判断を著しく誤らせる恐れがある関連会社等

持分法を適用することにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせる恐れがあると認められる非連結子会社及び関連会社には持分法を適用しないことになる(連結財務規則第 10 条第 1 項第 2 号)。

(3) 重要性の乏しい非連結子会社・関連会社

連結財務規則第 10 条第 2 項においては、持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の対象から除くことができる、とされています。

この場合の重要性に関する具体的な基準は連結の場合と同様に監査委員会報告第 52 号に示されています。これによれば、持分法の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の特性並びに、少なくとも利益及び剰余金に与える影響をもって判断すべきとされています。

利益及び剰余金に与える影響度合いは、次の算式によって計算された割合をもって判断することになります。

○ 利益基準

$$\frac{\text{持分法非適用の非連結子会社等の当期純損益のうち持分に見合う額の合計}}{\text{連結財務諸表提出会社の当期純損益} + \text{連結子会社の当期純損益のうち持分に見合う額} + \text{持分法適用の非連結子会社等の当期純損益のうち持分に見合う額}}$$

○ 剰余金基準

$$\frac{\text{持分法非適用の非連結子会社等の剰余金のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の剰余金} + \text{連結子会社の剰余金のうち持分に見合う額} + \text{持分法適用の非連結子会社等の剰余金のうち持分に見合う額}}$$

また、これらの基準において重要性が乏しいかどうかを判断する具体的割合は、企業集団の実態に応じて判断すべきものであるとしているが、具体的割合の上限は通常 3～5%が実務上の参考として挙げられています。